

相模原市立内郷保育園運営規程

第1章 総 則

(施設の目的及び運営の方針)

- 第1条 相模原市が設置する内郷保育園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育を必要とする小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)を日々受け入れ、適正な特定教育・保育を行うことを目的とする。
- 2 当園は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、利用子どもの属する保護者(以下「支給認定保護者」という。)との密接な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、特定教育・保育を行うものとする。
- 4 当園は、支給認定保護者及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、支給認定保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)その他関係法令を遵守し、特定教育・保育を実施するものとする。

(保育所の名称等)

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相模原市立内郷保育園
- (2) 所在地 相模原市緑区寸沢嵐 823 番地

第2章 特定教育・保育の提供を行う日及び時間

(特定教育・保育の提供を行う日)

第3条 特定教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。また伝染病の発生、災害等により保育をすることが困難な場合には、休園することがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第4条 特定教育・保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

相模原市が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯におい

て、やむを得ない理由により特定教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間で延長して保育を提供する。

ア 月曜日から金曜日 午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

イ 土曜日 午前 8 時 00 分から午後 1 時 00 分まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

相模原市が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により特定教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間で延長して保育を提供する。

ア 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

イ 土曜日 午前 8 時 00 分から午後 1 時 00 分まで

(3) 開所時間

相模原市が定める当園の開所時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日 午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

イ 土曜日 午前 8 時 00 分から午後 1 時 00 分まで

第 3 章 提供する特定教育・保育の内容、利用定員及び職員数等

(提供する特定教育・保育の内容)

第 5 条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下、「法」という。)、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成 29 年厚労告示第 117 号)及び全体的な計画に沿って、利用子どもの発達に必要な特定教育・保育を提供する。

(利用定員)

第 6 条 当園の利用定員は、法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号利用子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の利用子ども(特定教育・保育を必要とする 3 歳以上児) 20 人

(2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の利用子ども(特定教育・保育を必要とする 3 歳未満児)のうち、満 1 歳以上の利用子ども 10 人

(3) 法第 19 条第 1 項第 3 号の利用子ども(特定教育・保育を必要とする 3 歳未満児)のうち、満 1 歳未満の利用子ども 0 人

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 7 条 特定教育・保育の実施に当たり、配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長(常勤専従) 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、利用子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長(常勤専従) 1人(常勤、津久井中央保育園副園長と兼任)

副園長は、園長を補佐し、園の庶務を行うとともに、支給認定保護者からの育児相談及び特定教育・保育の内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士(常勤専従2人、非常勤4人)

保育士は、特定教育・保育の立案とその計画、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行い、利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう特定教育・保育を行う。

(5) 保育調理員(常勤専従1人、非常勤3人のうち1名青野原保育園と兼任)

保育調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 庁務技能員(非常勤) 3人(2名保育調理員と兼務)

庁務技能員は、施設の環境整備を行う。

(7) 嘱託医 1人

嘱託医は、利用子どもの健康診断及び園生活における健康の管理・指導を行う。

(8) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、利用子どもの歯科健康診断及び園生活における健康の管理・指導を行う。

(9) その他 必要に応じ、非常勤保育補助、事務補助、看護師等を配置する。

第4章 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項

(特定教育・保育施設の利用の開始に関する事項)

第8条 当園は、その利用に関し必要な事項を書面により説明し、支給認定保護者はその内容を確認するものとする。

(特定教育・保育施設の利用の終了に関する事項)

第9条 当園は、次の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取り消しの申し出があったとき。
- (3) 保育所利用の継続が不可能であると相模原市が認めたとき。
- (4) その他、保育所の利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

第5章 利用者負担額等

(利用者負担額その他の費用の種類)

- 第10条 当園の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額を支払うものとする。
- 2 当園は、第1項の支払を受けるほか、別表に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受ける。

第6章 緊急時における対応等

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに支給認定保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに事故が発生した場合は、速やかに支給認定保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 当園は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関との通信及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第7章 衛生管理等

(衛生管理等)

- 第13条 当園は、利用子どもの使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
- 2 当園は、感染症及び食中毒の発生を防止し、これらがまん延しないように必要な措置を講じるよう努める。

第8章 虐待の防止のための措置及びその他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置
その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置
を講じるものとする。

(秘密保持等)

第15条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持
する。

2 当園の職員は、業務上知り得た地域の子ども及びその家族の秘密を保持する。

3 当園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する記録等を作成・整備し、その年度の
完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 利用子どもの成長・発達に関わる記録 7年間保存

(2) 利用子どもの保育所児童保育要録 7年間保存

(3) 利用子どもの特定教育・保育に係る記録 5年間保存

(4) 事故の状況及び処置に係る記録 5年間保存

(その他運営に関する重要事項)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別に定めるものと
する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する

別表

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

費用の種類	支払いを求める理由	金額
食事の提供に要する費用	主食、副食の提供	月額 主食費 1,000円 副食費 4,400円
延長保育料	30分を超えない延長保育を利用する場合	500円
	30分を超える延長保育を利用する場合	1,000円
教材その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用	個人で使用する教材	実費負担
当園の利用に当たり通常必要とされるものの費用	午睡用布団の乾燥	月額 300円

※特別な事情により給食を提供できない場合は、別途規定する。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ及びロに掲げる食事の提供に要する費用は免除する。

※生活保護受給世帯等については教材費等の一部が補足給付事業により助成される場合がある。